

## 議定書

社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

- (1) 協定第一条(1)の規定に関し、
  - (a) ドイツ連邦共和国については、「法令」には、保険者及び保険者の連合組織の規則を含める。
  - (b) ドイツの法令については、「給付」には、現物給付を含める。
- (2) 協定第一条(1)及び第二条(2)の規定に関し、

日本国については、「法令」には、協定と同種の社会保障に関する他の協定の実施のために制定された法律及び規則を含めない。
- (3) 協定第二条の規定に関し、
  - (a) 日本国については、次のことが了解される。
    - 1 国民年金は、国民年金基金を含まない。

2 厚生年金保険は、厚生年金基金を含まない。

3 地方公務員等共済年金は、地方議会議員の年金制度を含まない。

(b) 日本国については、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(c) ドイツ連邦共和国については、協定第十一條から第十三条までの規定は、製鉄従業者付加保険及び農業者老齢保障には適用しない。

(4) 協定第二条(2)の規定に関し、

ドイツ連邦共和国が第三国と締結した社会保障に関する協定又は社会保障に関する欧州連合の取極が保険制度間の負担の配分に関する規定を含む場合には、これらの規定は、協定の適用に際して考慮する。

(5) 協定第三条の規定に関し、

ドイツの法令の適用に当たつては、同条(b)には、千九百五十四年九月二十八日の無国籍者の地位に関する条約第一条にいう無国籍者を含める。

(6) 協定第四条(1)の規定に関し、

(a) 同条(1)の規定は、ドイツ連邦共和国が第三国と締結した社会保障に関する協定又は社会保障に関する  
歐州連合の取極に含まれる保険制度間の負担の配分に関する規定に影響を及ぼすものではない。

(b) 同条(1)の規定は、被保険者及び雇用者が保険者及び保険者の連合組織の運営機関に参加すること並び  
に社会保障に係る裁判に参加することを保証するいずれの締約国の法令にも影響を及ぼすものではな  
い。

(c) 日本国の領域内に通常居住する日本国民は、ドイツの法定年金保険に少なくとも六十箇月の期間有効  
な保険料拠出を行つている場合、当該保険に任意に加入する権利を有する。ただし、ドイツの法令の下  
での任意加入の権利に関するより有利な規定は影響を受けない。この(c)の規定は、協定第三条にいう難  
民及びこの議定書の(5)にいう無国籍者であつて日本国の領域内に通常居住するものについても適用す  
る。

(d) ドイツ連邦共和国の領域内に通常居住するドイツ国民は、協定第二条(1)(a)に掲げる年金保険制度に少  
なくとも六十箇月の期間有効な保険料拠出を行つている場合、日本国の国民年金に任意に加入する権利  
を有する。この(d)の規定は、協定第三条にいう難民であつてドイツ連邦共和国の領域内に通常居住する

ものについても適用する。

(e) 同条(1)の規定は、日本国領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定及び日本国民以外の者に対する脱退一時金に関する日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

(7) 協定第五条の規定に関し、

(a) 日本国については、同条の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であつた者に關して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定には、影響を及ぼすものではない。

(b) ドイツ連邦共和国については、

1 所得能力の減退を理由とするドイツの法令による年金に関し、同条の規定は、日本国領域内に通常居住する者に対しては、労働市場の状況のいかんにかかわらず当該年金を受ける権利が存在する場合にのみ適用する。

2 同条の規定は、次のものに影響を及ぼすものではない。

ドイツ連邦共和国の領域外で経過した保険期間に基づく給付に関するドイツの法令

リハビリテーション給付に関するドイツの法令

(aa) (bb) (cc) 刑事訴訟手続を回避するために国外に逃亡する者の給付の請求権の停止を定めたドイツの法令

(8) 協定第六条から第八条まで及び第十条の規定に関し、

(a) 強制加入に関するドイツの法令が適用される者には、ドイツの法令の規定するところにより実際には強制加入とならない者も含む。

(b) これらの条の規定のうち被用者の強制加入に関するものは、被用者ではないが強制加入に関するドイツの法令の下で被用者として取り扱われる者についても適用する。

(9) 協定第四条、第七条及び第十条の規定に関し、

日本国の領域内において就労する者であつて協定第七条又は第十条の規定に基づいて強制加入に関するドイツの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、強制加入に関する日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、強制加入に関する日本国の法令の適用の免除は、日本

国の法令に従つて決定する。

(10) 協定第七条、第八条及び第十条の規定に関し、

(a) これらの条の規定により、強制加入に関するドイツの法令が日本国の領域内にいる者に対して適用される場合には、当該者及びその雇用者については失業保険への強制加入に関するドイツの法律及び規則を同様に適用する。

(b) これらの条の規定により、強制加入に関する日本国(の)法令がドイツ連邦共和国の領域内又はドイツ連邦共和国を旗国とする海上航行船舶上で就労する者に対して適用される場合には、当該者及びその雇用者については失業保険への強制加入に関するドイツの法令及び規則は、適用しない。

(11) 協定第七条の規定に関し、

協定の効力発生前に派遣が開始されていた場合には、派遣期間は、協定の効力発生の日に開始したものとする。

(12) 協定第七条(1)及び第十条の規定に関し、

日本国の被用者年金制度に加入していない者については、これらの条の規定による強制加入に関するドイツの法令の適用の免除は、当該者に対しても日本国の国民年金に関する法令が適用され得ることを条件とする。

(13) 協定第十条の規定に関し、

同条の規定により、日本国領域内において強制加入に関するドイツの法令が適用される者については、当該者がドイツ連邦共和国の領域内で直近に就労していた場所において就労しているものとみなす。当該者が過去においてドイツ連邦共和国の領域内で就労したことがない場合には、当該者は、ドイツの权限のある当局が所在する場所で就労しているものとみなす。

(14) 協定第十二条(1)及び第十三条の規定に関し、

これらの規定は、日本国による給付であつて次に掲げるものについては適用しない。

- (a) 厚生年金保険の障害手当金
- (b) 共済年金の障害一時金
- (c) 共済年金の職域加算年金

(d) 協定の効力発生後に導入されるその他の給付であつて協定第十九条(1)の規定に基づく取極において合意されるもの

(15)

協定第十三条の規定に関し、

(a)

同条(3)の規定の適用に当たつては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、同条(3)にいう要件は、日本国の法令に従つて、一の被用者年金制度につき満たされたものとみなす。

(b)

同条(4)の規定に従つて日本国の被用者年金制度の給付の額を計算するに際して、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、同条(4)にいう日本国の法令による保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が、同条(4)(b)にいう日本国の法令上定められた期間を超える場合には、この(b)の規定及び同条(4)に規定される計算方法は、適用しない。

(16)

協定第十五条(1)の規定に関し、

日本国については、同条(1)の規定は、戸籍の証明に係る手数料の免除又は軽減を定める市町村の条例に

は影響を及ぼすものではないことが了解される。

(17) 協定第十六条(2)の規定に関し、

ドイツの法令の適用に際しては、通知その他の文書は、日本国領域内に通常居住する関係者又はその代理人に対して、受取通知付きの書留郵便により直接送付することができる。この(17)の規定は、戦争の犠牲者に対する援助に関するドイツの法律及び規則の実施に際して送付される通知その他の文書についても適用する。

(18) 協定第十七条の規定に関し、

(a) 日本国の法令による給付の申請を行う者がドイツの法令による保険期間を有していることを表明する場合には、当該給付の申請をもって、ドイツの法令による相当する給付の申請がその日に提出されたものとみなす。ただし、この(a)の規定は、当該者がドイツの法令による老齢給付を受ける権利に関する決定が延期されるべきことを表明する場合には適用しない。

(b) 日本国に関しては、同条の規定の適用上、ドイツの法令による給付の申請、不服申立て又はその他の申告は、日本国被用者年金制度における類似の申請、不服申立て又は申告を受理する権限を有する保

険者、保険者の連合組織又は行政当局に対して提出されなければならない。

(19) 協定第十九条の規定に関し、

協定の下でドイツ連邦共和国の保険者、保険者の連合組織及び行政当局から日本国これら機関に対して行われる連絡及び伝達は、日本国の権限のある当局に対して行われる場合を除き、日本国の連絡機関を通じて行われるものとする。

(20) 協定第二十二条の規定に関し、

(a) ドイツの法令の適用に際して、同条(4)に基づく新たな決定により、年金給付を受ける権利が消滅し、又は年金給付の額が協定の効力発生前の最後の期間に対して支払われた額よりも少なくなる場合には、当該最後の期間に支払われた年金給付の額と同じ額が引き続き支払われるものとする。

(b) ドイツの法令において、協定によって給付を受ける権利が存在することとなる年金給付の決定の申請が、協定の効力発生後十二箇月以内に行われる場合、当該年金給付は、月初において資格要件が初めて満たされた暦月から支給する。ただし、最も早い場合であっても協定の効力発生の時点からとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百九十八年四月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により、本書一通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

小渕恵三

ドイツ連邦共和国のために

フランク・エルベ